

～ モンキーセンター内で行う商用写真撮影に関する課金規定 ～

■ここでいう商用写真撮影とは

1. 個人で楽しむ撮影以外の全てを原則的に商用写真とする。
2. 例外として
 - 2-1. 論文等に使用するもので、学会誌、学術雑誌以外に掲載されないもの。 ※ただし友の会入会が必要。
 - 2-2. 教科書、純粋な図鑑など、教育的な目的で使用されるもの。
 - 2-3. 報道関係に使用するもの。
※ただし、各社報道部が関わり、かつ情報バラエティーを除く。
 - 2-4. 日本モンキーセンターの広報、紹介が中心であるもの。
 - 2-5. 彫刻、絵画などの資料として、直接公開しない分の画像を得るための撮影。
 - 2-6. 博物館、動物園、水族館等、公共、公共に準じる場所での無償での公開がされる場合。
※有償の図録などは使用料金を課金する場合がある。
 - 2-7. 経費を除いた売り上げが公のチャリティー等に寄付されるもの。

■料金について（入園料金別途）

- 雑誌など、1点につき2,000円
- 書籍など、1点につき5,000円～
- ポスターなど、1点につき10,000円～
- ポストカード、カレンダーなど、1点につき5,000円～
- フォトストック用1点につき、7,000円～

注：金額は全て税込価格です。

■その他

1. 撮影の時点で使用目的が明確でない場合は許可をしない。
2. 複数枚撮りためて、後日使用する画像を決める場合は、使用枚数に応じて課金し、その時点で使用しない残りのデータについては全て抹消すること。
3. 画像データが直接販売する目的である場合は許可しない。
4. 画像を使用した印刷、放送分は印刷物では現物を、放送ではその番組の全てをDVDで提出すること。
5. 増刷、再放送する場合は、都度、初回の1/3を支払うこと。編集などが施される場合は初回と同額とする。
7. 申請は事前（1週間以前が望ましい）に行うこと。 以上